

20 建企第 687 号
平成 21 年 1 月 27 日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

様

長崎県土木部長



建設工事における最低制限価格の引き上げの試行について（通知）

長崎県が発注する建設工事における最低制限価格の取り扱いについては、「最低制限価格の取り扱いについて（通知）」（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 監第 550 号）により通知しているところですが、過当競争による最低制限価格付近での応札から、落札率が低下し、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じていることに加え、経済、雇用情勢が一段と厳しくなっている状況を考慮し、最低制限価格の引き上げの試行を実施することが平成 21 年 1 月 22 日に開催されました「緊急経済・雇用対策拡大会議」にて決定されたことを受け、下記のとおり取り扱いを定めましたので通知します。

記

1. 取り扱いの内容

別添「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」のとおり。

2. 既通知の廃止

16 監第 550 号は、平成 21 年 2 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から廃止する。

3. その他

試行の効果の検証方法については、別途通知する。

4. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095-894-3027

・FAX番号 : 095-894-3461

・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

【別紙】

平成21年 1月27日

各 位

長崎県 土木部 建設企画課

建設工事における最低制限価格の引き上げの試行について（お知らせ）

過当競争による最低制限価格付近での応札から、落札率が低下し、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じていることに加え、経済、雇用情勢が一段と厳しくなっている状況を考慮し、最低制限価格の引き上げの試行を実施することとしましたので、お知らせします。

変更内容

最低制限設計価格（税抜き）の算出式の変更

工 事 区 分	【 現 行 】	【 変 更 後 】
土木工事	直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	直接工事費 + 間接労務費 + 工場管理費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	設計金額の85%	設計金額の90%
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	9.5/10 × 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場経費×75%	【2億円を超える場合】 設計金額× α 【2億円以下の場合】 設計金額の90%
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	設計金額の75%	設計金額の80%

※ $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{億円}) / 1,000$

α は、小数第5位以下切り捨て

※ 2億円を「超える」か「超えない」かは、設計金額が基準です。

なお、設計金額は「税抜き」です。

施行日

平成21年 2月 1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から適用します。

【注意事項】

最低制限価格（税抜き）は、現行のとおり、上記で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き）としますので、ご注意ください。

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、WTO 対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。ただし、その額が設計金額（税抜き。以下同じ。）の 3 分の 2 に満たない場合は設計金額に 3 分の 2 を乗じた額とする。

工 事 区 分	最 低 制 限 設 計 価 格
土 木 工 事	【2 億円を超える場合】 設計金額 $\times \alpha$ $\alpha = (902.8 - 1.4 \times \text{設計金額} / 1 \text{ 億円}) / 1,000$ ※ α は、小数第 5 位以下切り捨てる。
鋼橋及び鋼製の 横断歩道橋等の 工場製作工事	
建築工事（建築 関連の電気設備 工事、機械設備 工事を含む）	【2 億円以下の場合】 設計金額の 90%
土木関連の電気 通信設備工事、 機械設備工事	設計金額の 90%
建築関連の搬送 設備工事及び解 体工事	設計金額の 80%

3. 最低制限価格（税抜き）

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 試行期間

平成 21 年 2 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。